

議案第120号

つくば市公共下水道の土浦市住民の利用及び土浦市公共下水道のつくば市住民の利用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、別紙の協定書のとおり、つくば市公共下水道を土浦市住民の利用に供させること及び土浦市公共下水道をつくば市住民の利用に供することについて議会の議決を求める。

平成26年11月25日

つくば市長 市原健一

つくば市公共下水道の土浦市住民の利用及び土浦市公共下水道のつくば市
住民の利用に関する協定書（案）

つくば市（以下「甲」という。）と土浦市（以下「乙」という。）は、甲の住民が土浦市公共下水道を利用すること及び乙の住民がつくば市公共下水道を利用することに關し、次のとおり協定を締結する。

（利用）

第1条 甲は、次の表に掲げる区域において、つくば市公共下水道を乙の住民の利用に供さ
せるものとする。

区 域	
土浦市穴塚	336番5, 336番6, 336番7, 336番8, 336番9, 336番10, 336番11, 336番12, 396番1, 396番3, 396番11, 396番15 396番38, 396番39, 396番40, 396番41, 396番42, 396番43, 398番4, 398 番10, 398番11, 402番3, 405番1, 405番4, 405番7, 405番12, 406番1
土浦市上高津	1577番1, 1577番5, 1577番11, 1577番12, 1577番13, 1578番2, 1578番5, 1578番10, 1580番2
土浦市中村西根	番外9番1, 番外9番2, 番外9番4, 番外9番8, 番外9番9, 番外9番10, 番外 9番15, 番外9番18, 番外9番19, 番外9番23, 番外9番25, 番外9番27, 番 外9番56, 番外9番57, 番外9番60

2 乙は、次の表に掲げる区域において、土浦市公共下水道を甲の住民の利用に供させるも
のとする。

区 域	
つくば市下広岡	301番, 307番1, 307番2, 307番3, 324番1, 324番2, 324番3, 325番, 329番, 745番1, 745番2, 745番3, 746番3, 746番5, 746番11, 752番2, 7 52番3, 752番4, 752番5, 752番7, 752番9, 759番1, 760番1, 760番4, 761番1, 763番1, 763番2, 765番, 767番, 1055番180, 1055番300
つくば市大角豆	2012番132, 2012番204, 2012番267, 2012番397, 2012番490, 2012番900, 2012番1055, 2012番1056, 2012番1069

3 乙の住民のつくば市公共下水道の利用については、甲の定める条例、規則その他規程(以下「甲の条例等」という。)の規定を適用するものとする。甲の住民の土浦市公共下水道の利用については、乙の定める条例、規則その他規程(以下「乙の条例等」という。)の規定を適用するものとする。

(管理)

第2条 乙の住民が利用するつくば市公共下水道の管理については、甲の条例等の規定を適用するものとする。甲の住民が利用する土浦市公共下水道の管理については、乙の条例等の規定を適用するものとする。

2 公共下水道の管理は、甲の住民の下水を排除するために設置する取付管及び公共汚水樹については、甲又は甲の住民が行うものとする。乙の住民の下水を排除するために設置する取付管及び公共汚水樹については、乙又は乙の住民が行うものとする。

(使用料)

第3条 乙の住民が利用するつくば市公共下水道の使用料は、甲の条例等の規定により算定するものとし、甲が賦課及び徴収を行うものとする。甲の住民が利用する土浦市公共下水道の使用料は、乙の条例等の規定により算定するものとし、乙が賦課及び徴収を行うものとする。

(分担金)

第4条 乙の住民のつくば市公共下水道の利用に係る分担金は、乙の条例等の規定により算定するものとし、乙が賦課及び徴収を行うものとする。甲の住民の土浦市公共下水道の利用に係る分担金は、甲の条例等の規定により算定するものとし、甲が賦課及び徴収を行うものとする。

(補足)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定めに関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市
つくば市長 市 原 健 一

乙 茨城県土浦市下高津一丁目20番35号
土浦市
土浦市長 中 川 清